

# 福岡県公報

平成二十年五月二十一日  
第二千八百二十五号  
増刊 ①

## 目次

再掲

福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) …………… 一

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年四月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十九号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第六項に規定するものを除く。以下同じ。)」を削り、同項第四号の二中「法人税法」の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加え、同条第五項中「法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第六号の公益法人等並びに」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第六項中「含む」の下に「以下県民税について「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第二十条の十二の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人で

ない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この節において「法人等」という。))」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分		税率
一 次に掲げる法人		年額 二万円
イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第二十条第五項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)		
ロ 人格のない社団等		
ハ 保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。)		
ニ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもの		
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額	五万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額	十三万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額	五十四万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額	八十万円

第二十条の十二第二項中「若しくは第四号」を削る。

第二十条の十二の四の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(租税条約に基づき申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予)

第二十条の十二の五 法第五十五条の二第一項の規定による県民税の徴収猶予を受けようとする法人は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。(租税条約に基づき申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予の取消し)

( )  
 第二十条の十二の六 知事は、法第五十五条の二第一項の規定により県民税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予)  
 第二十条の十二の七 法第五十五条の四第一項の規定による県民税の徴収猶予を受けようとする法人は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予の取消し)  
 第二十条の十二の八 知事は、法第五十五条の四第一項の規定により県民税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十条の十八の四の見出しを、「(法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予)」に改める。

第二十条の十八の五の見出しを、「(法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の取消し)」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)  
 第二十条の十八の六 法第七十二条の三十九の二第一項の規定による事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の取消し)  
 第二十条の十八の七 知事は、法第七十二条の三十九の二第一項の規定により事業税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)  
 第二十条の十八の八 知事は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定による事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の取消し)  
 第二十条の十八の九 知事は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定により事業税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)  
 第二十条の十八の十 知事は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定により事業税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)  
 第二十条の十八の十一 知事は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定により事業税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)  
 第二十条の十八の十二 知事は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定により事業税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)  
 第二十条の十八の十三 知事は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定により事業税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)  
 第二十条の十八の十四 知事は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定による事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の取消し)  
 第二十条の十八の十五 知事は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定により事業税について徴収猶予を受けた法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十条の二十三第二項中「沖縄振興開発金融公庫、」及び「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「、日本勤労者住宅協会又は住宅を新築して譲渡する者で施行令第三十六条の二の二第二項に定めるもの」を、「又は日本勤労者住宅協会」に改め、「(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)」を削り、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条の三十第六項中「若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第六条第一項第二号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け」を削り、同条第十三項中「若しくは第九十六条の四又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」を、「又は第九十六条の四」に、「土地改良法第五十三条の三第二項」を、「同法第五十三条の三第二項」に、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を、「同法第五十三条の三の二第一項第一号」に改める。

第二十条の三十二第一項中「本項」を、「この項」に改め、同項第一号中「本号」を、「この号」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「」に「」を、「いずれかに」に、「本

項」を「この項」に改める。

第二十条の三十五第二項及び第二十条の三十五の三第五項中「第二十条の二十三第十項」を「第二十条の二十三第九項」に改める。

第二十条の三十五の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定」を「又は第五十三条の三の二第一項の規定」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

第二十条の三十五の八第二項中「当該民法第三十四条の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める。

第五十条第一項第五号イ及びロを次のように改める。

イ 営業用

年額 四千五百円

ロ 自家用

年額 六千円

第五十条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

第九十一条の表第十一号下欄を次のように改める。

ペレット、連続鑄造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鑄鋼及び鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途

付則第八条第一項中「取得した場合」の下に「（当該施設を第二十条の三十第六項に規定する貸付けを受けて取得した場合にあつては、当該交付を受けた額が当該貸付けを受けた額を超える場合に限る。）」を加え、「平成十八年四月一日から平成二十

年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「（当該施設の取得が第二十条の三十第六項の規定に該当する場合で当該交付を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に対する当該交付を受けた額の割合を乗じて得た額の五分の二に相当する額）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二十条の三十第六項の規定は、適用しない。

付則第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を削り、同条第七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を第十二項とし、第十五項を第十三項とし、第十六項を削り、同条第十七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を第十七項とし、第二十一項を第十八項とし、同条第二十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「独立行政法人都市再生機構が」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において」を加え、「平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」の間」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項を第二十二項とし、第二十六項から第二十九項までを三項ずつ繰り上げ、同条第三十項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十年四月三十日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条中第



三十一項を第二十八項とし、第三十二項を第二十九項とし、同条に次の三項を加える。

30 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定められた同条第二項第二号に掲げる医療連携体制に関する事項に従つて周産期医療を提供する同法第一条の第二項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療のための施設で施行令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

31 中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域若しくは同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で、地上階数（施行令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）（三）以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で施行令で定めるものに供する家屋（当該家屋の敷地の用に供する土地の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。）が新築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第七項、第十二項、第十三項、第十八項、第二十四項又は第二十五項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

32 昭和六十二年四月一日において旧日本国有鉄道清算事業団が所有していた土地の上日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。以下この項において「承継家屋」という。）を所有していた場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務に基づき、日本貨物鉄道株式会社が平成二十二年三月

三十一日までに当該承継家屋に対応する家屋を取得したときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該承継家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（当該承継家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行規則で定める額）を価格から控除するものとする。

付則第八条の四第五項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成十九年八月六日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の第二項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表に次のように加える。

四 特別措置法第十二 条第二項に規定する 認定技術活用事業革 新計画	特別措置法第十一条の規定による認定（特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第十二条第一項に規定する認定技術活用事業革新事業者
五 特別措置法第十四 条第二項に規定する 認定経営資源融合計 画	特別措置法第十三条第一項の規定による認定（特別措置法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第十四条第一項に規定する認定経営資源融合事業者

付則第八条の五第三項中「付則第八条第三項」を「付則第八条第二項」に、「付則第八条の四第三項第一号」を「前条第三項第一号」に、「付則第八条の四第三項の」を「前条第三項の」に改める。

付則第八条の六中「付則第八条第三項」を「付則第八条第二項」に改める。  
付則第八条の七中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

付則第九条の三第一項中「電気を動力源とする自動車」で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものを「電気自動車（電気を動力源とする自動車）で施行規則で定めるものをいう。第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車

で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。」に改め、「及び第三項」を削り、同項第一号中「平成十七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「施行規則で定める許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの」に改め、同条第三項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので

施行規則で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

付則第九条の第三五項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

付則第十二条の第二項中「及び」を「並び」に改め、「第三十七条の第十四項」の下に「並びに同法第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第一項」を「これらの規定により同法第三十七条の第十一項」に改める。

付則第十四条第一項中「昭和四十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、同条第五項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第四項まで、第六項、第七項又は法附則第三十二条第十項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日までの

間に行われたときに限り、第八十七条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

付則第十四条の二第二項中「平成五年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改める。

付則第十五条を次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第十五条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第百六条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第九条第五項の規定により読み替えら

れた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

付則第二十五条第一項中「沖縄振興開発金融公庫、」及び「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるもの」を削り、「ただし書き若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第二十条の三十二第一項第四号」を「ただし書」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、平成二十年四月三十日から施行する。

2 この条例（第二十条の二十三第二項及び第二十条の三十六第六項の改正規定、第二十条の三十二第一項第四号を削る改正規定並びに付則第八条第三十項、第十四条第一項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第十四条の二第二項の改正規定を除く。）による改正後の福岡県税条例の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、



平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の福岡県税条例（以下「旧条例」という。）第二十条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の二十三第二項の規定は、平成二十年五月一日以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、同日前にされた旧条例第二十条の二十三第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する施行令で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

3 新条例第二十条の三十六第六項の規定は、平成二十年五月一日以後の不動産の取得に

対して課すべき不動産取得税について適用し、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項第二号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付けを受けて同日前に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 平成二十年五月一日前の旧条例第二十条の三十二第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第六条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成二十年五月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第八条 新条例付則第十四条の二第二項の規定は、平成二十年五月一日以後に第八十八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第八十九条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第八十八条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、同日前に軽油の引取り等が行われた場合又は同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

第九条 新条例付則第十五条の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受けた者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対

して課する狩猟税については、なお従前の例による。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）